

第9章 史跡松本城の整備の方向性と方法

1 方向性

(1) 全体の方向性

現行の「松本城およびその周辺整備計画」に基づいた整備に引き続き取り組むとともに、本計画において検証した課題を解決するための整備に取り組みます。史跡松本城を保存するための整備（修理）を優先的に実施し、史跡松本城を確実に保存することを基本とします。

整備事業の過程では、発掘調査現場説明会、工事現場見学会等を実施し、史跡の価値や整備事業に対する市民・観光客の理解を深めてもらう機会とします。

また、本計画の策定後、新たに必要性の明らかになった各種整備とこれまでの整備項目を計画的に実施するため、整備計画の見直しを行います。

(2) 保存のための整備（修理）の方向性

史跡松本城を確実に保存し、後世に引き継いでいくため、日常的な維持管理を適切に行うとともに、石垣の詳細調査など現状調査を行い、修理が必要となっている箇所、将来的に修理が必要となる箇所をあらかじめ把握し、計画的に修理を行います。

(3) 活用のための整備の方向性

史跡松本城の歴史的景観の向上や理解促進等のための復元整備、快適な利用環境の向上を含む施設整備を計画的に実施します。復元整備に当たっては、事前の調査研究により確認した史実に基づき、適切かつ効果的に実施できるよう、史跡松本城整備研究会、長野県教育委員会、文化庁との協議を行い、指導を得ながら計画的に実施します。

2 方法

(1) 保存のための整備（修理）の方法

日常的な維持管理を適切に行い、き損の未然防止に努めます。また、石垣の詳細調査等の現状調査を行い、修理を必要とする箇所、将来的に必要となる箇所をあらかじめ把握し、計画的に修理を行います。

修理は、史跡の本質的価値を損なうことなく維持することを前提とし、現状の記録や発掘調査等の調査・記録を行い、これに基づいて適切な修理範囲を設定した上で実施します。

地震や大雨等の災害に起因するき損が発生した場合は、速やかに被害の拡大の防止措置を取るとともに、き損の程度・発生原因等の詳細を把握した上で、復旧の方法を検討し、実施することとします。

(2) 活用のための整備の方法

ア 遺構の復元展示（歴史的建造物の復元を含む。）及び平面表示等の整備

整備計画に掲げられているものについて、事前に古絵図、古写真、文献史料の調査及び発掘調査を実施し、十分な学術的根拠を得た上で具体的な整備内容を検討し、史跡松本城整備研究会、長野県教育委員会、文化庁の指導を踏まえて実施します。

イ 案内・解説に必要な施設の整備

史跡の見学者、公園利用者に対する案内板、史跡松本城やその構成要素に関する説明板については、全体的な調和のとれた過不足のないものとなるよう、設置対象、仕様、多言語対応等を検討した上で計画的に設置します。また、往時の姿を再現するバーチャル映像等の採用についても合わせて検討します。

ウ 便益管理施設の設置

快適な見学環境や公園利用者が憩うことのできる環境を提供するために必要となる園路、トイレ等の便益施設、管理施設の設置・改修・更新については、その必要性と地下遺構や景観への影響を十分に検討した上で行うこととします。

(3) 整備事業の実施期間・手順

整備事業は限られた財源と人員の中で実施し、かつ史跡の本質的価値を確実に保存することが前提となります。早期に着手すべきもの、中・長期的な展望の下に実現を図るべきものについて、整備計画の見直しの中で、具体的に検討、決定していく必要があります。当面考えることのできる事業の実施期間、手順については第11章に示します。